

特別
借換大田区の「一般運転（借換）」、「経営強化（借換）」
又は「経営改善一本化資金」の利子補給と
東京都の「特別借換」の信用保証料補助の併用について

大田区の「一般運転（借換）」、「経営強化（借換）」又は「経営改善一本化資金」のあっせんを受けた方で、都の「借換融資（特別借換）」の要件を満たす方は、区の利子補給と都の信用保証料補助を併用できる場合があります。

1 併用する場合の制度概要

(1) 保証申込制度名

東京都中小企業制度融資「借換融資（特別借換）」

(2) 融資対象

次の要件をすべて満たしていること。

- ① 小規模企業者※1 であること。 ※従業員数が製造業等 20 人以下（卸・小売・サービス業は 5 人以下）の事業者等
- ② 事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。

※東京都指定の「特別借換」事業計画書の提出が必要です。

- ③ 東京都制度融資及び大田区融資あっせん制度の融資対象基本要件を満たしていること。
- ④ 次のいずれかの大田区融資あっせん制度の対象要件を満たすこと。

（小口資金は対象外。借換資金は、各資金の借換条件を満たす保証協会付融資に限る。）

ア 一般運転資金（借換）、イ 経営強化資金（借換）、ウ 経営改善一本化資金、

(3) 融資条件等

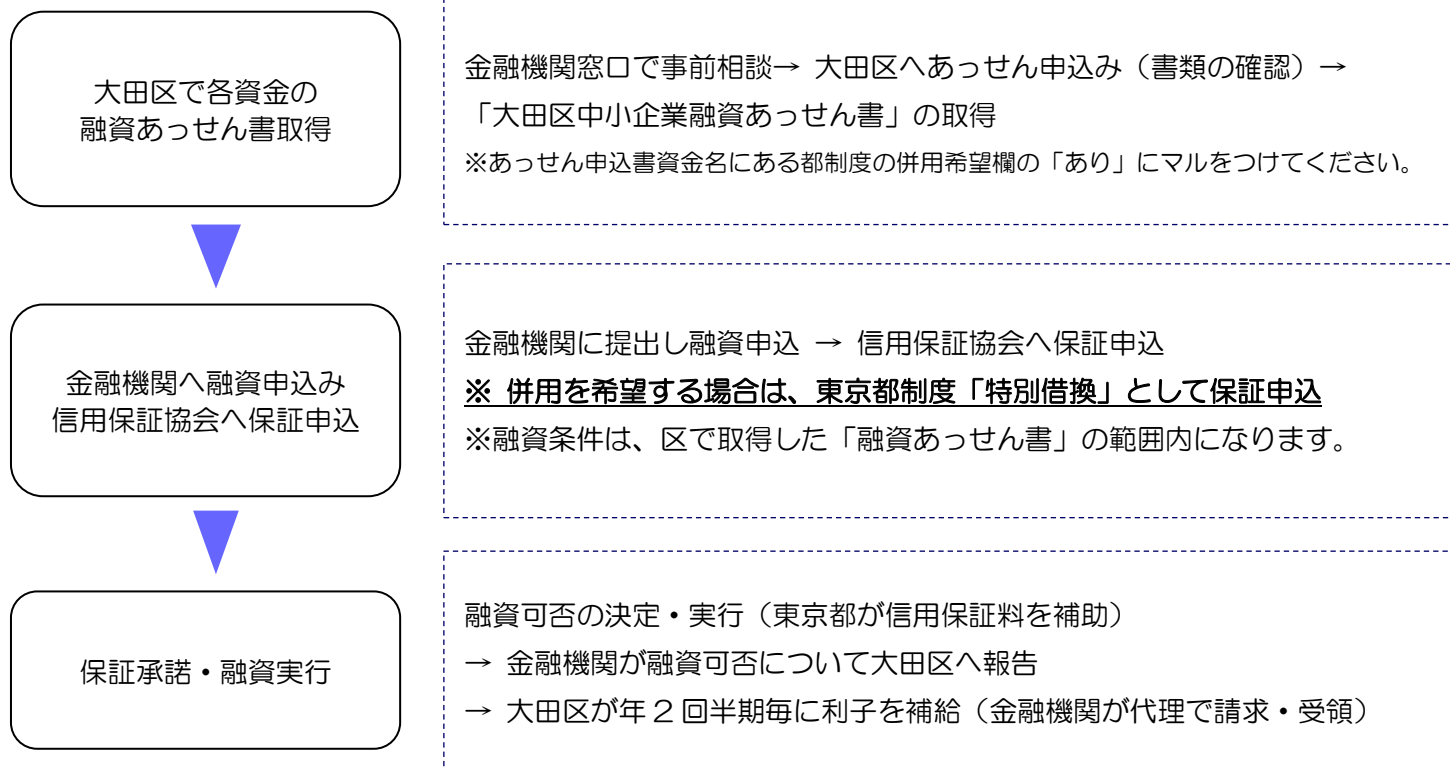
大田区が利子の一部を、東京都が信用保証料の2分の1を補助します。

資金名	資金 用途	融資限度額	返済期間	金利	利子 補給率	本人 負担率	信用保証 料補助
一般運転資金 （借換）	運転	2,000 万円	84 か月以内 （据置 6 か月以内）	1.8% 以内	1.2%	0.6% 以内	1 / 2
経営強化資金 （借換）	運転	1,000 万円	84 か月以内 （据置 12 か月以内）	1.5% 以内	1.3%	0.2% 以内	
経営改善一本化 資金	運転	2,500 万円	84 か月以内 （据置 6 か月以内）	1.8% 以内	1.2%	0.6% 以内	

(4) 融資・償還方法

証書貸付・元金均等払

2 お申し込みの流れ



〔問合せ先〕

（区制度に関すること）大田区 産業経済部 産業振興課 融資係
（都制度に関すること）東京都 産業労働局 金融部 金融課
（信用保証に関すること）東京信用保証協会大田支店

TEL：03(3733)6185
TEL：03(5320)4877
TEL：03(5710)3610